紀元二千六百五十六年　昭和二十年九月十一日　（火曜日）　京城日報　（明治四十九年八月十日第三種郵便物認可）　第一種二千六百九十六號

京城日報

米軍・南朝鮮占領を布告

米國陸軍の軍制下に行政、公共機關を存置

全住民、日常業務に從事せよ

太平洋米國陸軍總司令部布告第一號

朝鮮の住民に告ぐ

太平洋米國陸軍最高指揮官は左記の如く布告す

本官閣下の職權は太平洋米國陸軍最高指揮官の命に依り且之に代り署名されたる降伏文書の條項に基づき北緯三十八度以南の地域を占領す

茲に日本帝國政府と朝鮮人の双方に対し通告す

朝鮮人は降伏文書の條項を遵守し且朝鮮人の双方に対する責任を認め、朝鮮に於ける秩序を維持し、朝鮮人の人命及宗教上の權利の保護を占領の目的なることを深く認識するものと宗は期待す

右目的遂行に當り宗は總ての機能に協力を期待す

本官は本官に附與せられたる太平洋米國陸軍最高指揮官の權限を以て之に附帯の地域及同地の住民に対し軍制を敷く

仍て左記に関する條件を左の如く布告す

第一條　朝鮮の北緯三十八度以南の地域及同住民に對する凡ての行政權は當分本官の權限の下に施行す

第二條　政府、公共團體及その他の名譽職員及雇傭人の凡て並に公益事業、公衆衛生を含む凡ての公共事業に從事せる職員並に雇傭員は有給又は奉仕の別を問はず又その他凡ての重要なる職務に從事せるものは別命あらざる限り從來の職務に從事し更に其の凡ての記錄及財産の保管に任ずべし

第三條　住民は本官並に本官の權能を以て發せられたる命令に直ちに服從すべし　占領軍に對する反抗行動又は秩序保安を攪亂する行爲をせし者は之を懲罰に處す

第四條　住民の所有權は之を尊重す　住民は本官の別命あらざる限り日常の業務に從事すべし

第五條　軍制期間中英語を以て凡ての目的に使用する公用語となす　英語と朝鮮語又は日本語との間に解釋又は定義にして不明又は不同を生ぜし場合は英語を基本とす

第六條　爾後公布さるべき布告、法令、規約、告示、指示又は條例等は本官又は本官の權限のもとに務めさるべく住民の行すべき事項を明記す

右布告す

一千九百四十五年九月七日

於横濱

太平洋米國陸軍最高指揮官

米國陸軍元帥

ダグラス・マクアーサー

太平洋米國陸軍總司令官布告第二號

犯罪及び法規違反

朝鮮の住民に告ぐ

余は余の指揮下にある占領軍の保全を計り、占領地域の公衆治安、秩序の安全を期せんが爲、太平洋米國陸軍最高指揮官として左の如く布告す

降伏文書の條項又は太平洋米國最高指揮官の權限を以て發せられたる布告、命令、指示を犯す者、米國人及他の聯合國人の人命並に所有物又は保安を害する者、公衆治安、秩序を害する者、正當なる行政を妨害する者、又は聯合軍に對して故意に敵對行爲に出づる者は占領軍々律會議に於て有罪と決定し、同會議の定むる所により、之を死刑又は他の刑罰に處すべし

一千九百四十五年九月七日

於横濱

太平洋米國陸軍最高指揮官

米國陸軍元帥

ダグラス・マクアーサー

太平洋米國陸軍總司令官布告第三號

通貨

朝鮮の住民に告ぐ

第一條　法貨

一、占領軍より發行せられたる『A』印の補助軍票圓紙幣は朝鮮の北緯三十八度以南の地域に於て公私の決濟に使用し得る法貨と定む

二、占領軍より發行せられたる『A』印の補助軍票圓紙幣及び朝鮮の北緯三十八度以南の地域に於て現在の法貨たる普通の圓紙幣は、日本銀行及び臺灣銀行發行の兌換券を除き、額面を以て通貨と交換することを得

三、右以外の通貨は朝鮮の北緯三十八度以南の地域に於ては法貨と認めず

第二條　日本軍軍票圓紙幣

四、爾後に於て日本政府及び日本陸海軍より發行せられたる軍票及び海外に於ける日本占領軍使用の通貨は凡て無効、無價値とし、斯かる通貨の流通は如何なる取引に於ても之を禁ず

第三條　通貨の輸出入禁止

五、紙幣及債券の輸出入を含む對外金融取引は凡て余の許可なき限り之を禁ず

六、金融取引は朝鮮の北緯三十八度以南の地域のみにて行はるものを除き、凡て對外金融取引と看做す

第四條　他の通貨に關する法規

朝鮮の北緯三十八度以南の地域に於て現在の法貨たる補助軍票及び普通圓通貨以外の通貨の流通は余の許可なき限り之を禁ず

第五條　處罰

以上の軍政布告條項を犯したる者にして、占領軍々律會議に於て有罪と認めらるる者は同會議の定むる所により之を懲罰す

一千九百四十五年九月七日

於横濱

太平洋米國陸軍最高指揮官

米國陸軍元帥

ダグラス・マクアーサー

降伏書正文

朝鮮三十八度以南

米國第六本洋方面最高司令官代理在朝鮮米國陸軍司令官朝鮮北緯三十八度以南の地域に於ける日本國海陸軍總指揮官の降伏書正文

一、西暦一九四五年九月二日天皇陛下及日本帝國政府の命令により外務大臣重光葵及日本帝國大本營の命により梅津美治郎大本營代表し同じく大命及日本國政府及大本營の命により梅津美治郎大本營代表し各降伏條項を誠実に履行せり

一、降伏條項の履行を命ずる如し

(一) 小官等ここに天皇、日本政府及大本營の代表として

日本政府及大本營の代表として

(二) 小官等ここに日本帝國政府及大本營の命により

(三) 小官等ここに日本帝國政府及大本營の命により

(四) 小官等ここに大本營に命じ各日本軍及日本軍指揮下にあるすべての軍隊にその何處にあるを問はず無條件降伏を即時履行せしむ

(五) 小官等ここに總ての文武官は聯合國最高司令官が降伏条項履行に適當と認むる總ての布告、命令及規則及同盟國司令官又はその權力によつて發布される總ての布告、命令及規則の遵守を命じ且聯合國最高司令官が聯合國の利益の爲に必要と認むる他の命令を發布し總ての指置を執ることを保證す

(六) 小官等ここに天皇、日本政府及同盟の條々を履行し且聯合國最高司令官又は他の何れの聯合國代表によつて指名されたる代表者が同宣言を履行する爲に所要する總ての命令を發布し總ての指置を執ることを保證す

(七) 小官等ここに日本政府及大本營及その繼承者が現在の戦争狀態を即時終結し且その財産の保護及毀損防止に關する總ての指置を執ることを命ずる

(八) 天皇及日本政府の國政上の權は聯合國最高司令官の管下に屈すべき旨同司令官は必要と認むる指置をとるべし

一、日本政府は西暦一九四五年九月一日米利加合衆國、中華民國、蘇聯邦及他の聯合國代表と共に無條件降伏すべきことを誓約したり

一、米國第六本洋方面最高司令官は天皇及日本帝國政府の命令により日本國海陸軍を代表する權限を有する代理として第二十六師團長を朝鮮米國軍司令官に任じ朝鮮北緯三十八度以南の地域及之に附帯する諸島嶼に対する日本國政府及大本營の權能を行使せしめ且之に附帯する諸島嶼に対する日本國政府及大本營の權能を行使せしめ

一、米國第六本洋方面最高司令官は朝鮮北緯三十八度以南の地域及之に附帯する諸島嶼に対する日本國政府及大本營の權能を行使せしめ

(一) 朝鮮北緯三十八度以南の地域及之に附帯する諸島嶼に対する日本國政府及大本營の權能を行使せしめ

(二) 朝鮮北緯三十八度以南の地域及之に附帯する諸島嶼に対する日本國政府及大本營の權能を行使せしめ

(三) 三浦氏ら收容　ナポリの

(四) モスクワ放送によればソビエト政府は樺太の中部北緯の

(五) 朝鮮北緯三十八度以南の地域及之に附帯する諸島嶼に対する日本國政府及大本營の權能を行使せしめ

(六) 朝鮮北緯三十八度以南の地域及之に附帯する諸島嶼に対する日本國政府及大本營の權能を行使せしめ

(七) 朝鮮北緯三十八度以南の地域及之に附帯する諸島嶼に対する日本國政府及大本營の權能を行使せしめ

(八) 朝鮮北緯三十八度以南の地域及之に附帯する諸島嶼に対する日本國政府及大本營の權能を行使せしめ

接收騒ぎは不法行爲

保安・秩序攪亂者は嚴罰

米軍の京城進駐は極めて秩序整然と進められ、これを迎へる一般市民も比較的平穏であるが、一部には接收等の名目をもつて公共的機關の乗取りを策する不穏行動に出る者もあり、これらに對しては治安維持に任ずる米軍の出動に依て逐次平靜に歸してゐるも、接收云々については未だ正式に何ら明示されてをらず、今後接收が行はれるとしてもそれは直接米國代表によつて行はるべきものであつて、その他の何れの團體に依ても行はれるものではなく、今後尚かゝる行動に出る者ある時は布告第一號にもある如く公共、公益事業の維持、繼續を不能ならしめ延いては秩序保安を攪亂するものとして嚴罰に處せられることになつてゐる

具體的方針折衝中

通貨關係布告につき

[illegible]

十日から更に強化

通行禁止

米軍第二十四軍司令官ハッチ中將の指令により九月八日から夜間通行の禁止令が施行されたが、今後は午後八時から翌朝五時までの夜間通行禁止時間内に職務上通行を必要とする者は、官公署職員に於ては官公署の發給する證明書を携行し、其の他の者に就いては所轄警察署長の證明願を提出し所轄警察署長の證明を受けたものを携行することが必要である

なほ九月十日からは夜間通行禁止が強化され違反者は假借なく處罰逮捕されることになつた

引揚者の手荷物託送

證明書の所持者以外は駄目

内閣引揚者の手荷物の託送は所持者に交付する手荷物託送證明書を所持する者以外は駄目

閣議保護課で、職災者證明書を所持した者以外は、官公署の問合せに応じ、職災者證明書を所持しない者は、現住地へ帰還し引揚げる人達は絶対に職災者知人に預けて出発しなければならないが、有既に職災者證明書を所持した者は、職災者の問合せに応じ、職災者の問合せに応じ、職災者の問合せに応じ